



No. 150431

衛生試験結果報告書

平成 27 年 4 月 16 日

作新工業 株式会社 様

大阪市中央区西心斎橋 2-2-3 (ORE 心斎橋ビル)
(一財)プラスチック技術振興センター



製品名	ニューライトプレート NL-SP3 (G7) (超高分子量ポリエチレン、ホワイト)
試験項目	食品衛生法：食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具
試験方法	又は容器包装 (最終改正：平成 24 年厚生労働省告示第 595 号) (溶出条件：使用温度が 100℃を超えるもの)
試験年月日	平成 27 年 4 月 16 日
試験方法	
本振興センターに依頼のありました標記の件、一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター大阪事業所に委託し、試験した結果を次の通り報告します。	
<u>試験方法及び試験結果</u> 厚生労働省：食品衛生法に基づく登録検査機関 一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所 試験報告書 No. 0-15000108-001 号 のとおり	
— 以下余白 —	

衛生試験合格証明書

平成 27 年 4 月 16 日

作新工業 株式会社 様

大阪市中央区西心斎橋 2-2-3 (ORE 心斎橋ビル)
(一社)西日本プラスチック製品工業協会
会長 原 直 宏

下記の製品は、衛生規格基準に合格していることを証明します。

製品名	ニューライトプレート NL-SP3 (G7) (超高分子量ポリエチレン、ホワイト)
試験規格	食品衛生法：食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具 又は容器包装 (最終改正：平成 24 年厚生労働省告示第 595 号)
試験年月日	平成 27 年 4 月 16 日
試験方法	
厚生労働省：食品衛生法に基づく登録検査機関 一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所 試験報告書 No. 0-15000108-001 号の試験結果に基づく (別紙参照) 最終改正：平成 24 年厚生労働省告示第 595 号に準ずる 但し、蒸発残留物試験は 蒸発残留物 ① ② ③ ④ を実施。 溶出条件：使用温度が 100℃を超えるもの —— 以下余白 ——	

No. 0-15000108-001

試験報告書

平成27年4月16日

大阪府大阪市中央区西心斎橋2-2-3

一般財団法人 プラスチック技術振興センター 殿

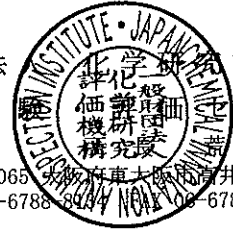
一般財団法人 化学研究所 評価機構

高分子試験センター

大阪事業所

〒577-0065 大阪府東大阪市清井田中1-5-3

TEL 06-6788-8444 FAX 06-6788-7891



品名	ニューライトプレート NL-SP3 (G7) (超高分子量ポリエチレン、ホワイト) 試料提出社：作新工業株式会社
試験方法	食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装 （最終改正：平成24年厚生労働省告示第595号） 溶出条件：使用温度が100℃を超えるもの
試験年月日	平成27年4月16日

貴社から提出された試験体の試験結果は下記のとおりです。

試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	1 μ g/g以下
カドミウム	1 μ g/g以下
溶出試験	
重金属（鉛として）	1 μ g/ml以下
過マンガン酸カリウム消費量	0.2 μ g/ml以下
蒸発残留物 水	1.0 μ g/ml以下
蒸発残留物 4%酢酸	1.5 μ g/ml
蒸発残留物 20%エタノール	1.0 μ g/ml以下
蒸発残留物 ヘプタン	1.0 μ g/ml以下
上記結果は食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合する。	
— 以下余白 —	

本試験報告書を他に掲載するときは当センターの承認を受けてください。

責任者	担当者